

議案第89号及び第90号関連資料
 特別職及び一般職の職員に係る給与関係条例の改正案の概要

1 改正理由

本年の人事院勧告に基づく、国家公務員の給与改定の取扱いに準じて、特別職の期末手当並びに一般職の期末勤勉手当及び給料月額を改定するほか、所要の整備を図ることにつき、条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正内容

(1) 期末勤勉手当の支給月数の改定

- ① 特別職及び一般職の年間支給月数を0.1月引き上げます。

(月数)

		2023年度			2024年度以降		
		現行	改正後	増減	現行	改正後	増減
特別職	6月	2.175	2.175	0	2.175	2.225	+0.050
	12月	2.175	2.275	+0.100	2.175	2.225	+0.050
	計	4.350	4.450	+0.100	4.350	4.450	+0.100
一般職	6月	2.200	2.200	0	2.200	2.250	+0.050
	12月	2.200	2.300	+0.100	2.200	2.250	+0.050
	計	4.400	4.500	+0.100	4.400	4.500	+0.100

- ② 市議会議員の期末手当については、「明石市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例」の規定に基づき、特別職の改定にあわせた取扱いとなります。

- ③ 再任用職員についても、人事院勧告を踏まえ、年間支給月数を0.05月引き上げます。

(2) 一般職の給料月額の引上げ

- ① 行政職給料表(平均1.1%引上げ)

大卒初任給を11,000円引き上げるとともに、若年層に重点を置いて、給料月額の引上げを行います。

- ② その他の給料表

行政職給料表との均衡を基本として、同様の引上げを行います。

(3) 任期付短時間勤務職員及び会計年度任用職員の給与改定

本市一般職の給与改定に準じて、給料月額及び期末勤勉手当の支給月数の引上げを行います。

(4) 会計年度任用職員への勤勉手当の支給

地方自治法の改正に伴い、会計年度任用職員に新たに勤勉手当を支給します。勤勉手当の支給月数については、一般職又は再任用職員と同様です。

(5) 特別職の非常勤である投票立会人に支給する報酬の上限額を日額13,000円から日額15,000円に引き上げます。

(6) その他上記改定に伴う規定整備等

(7) 改定所要額（全会計ベース）

2023年度：約2億2,100万円、2024年度：約6億300万円

3 改正する条例

- (1) 明石市職員の給与に関する条例（議案第89号）
- (2) 明石市一般職の任期付職員の採用並びに勤務時間及び給与等に関する条例（議案第89号）
- (3) 明石市会計年度任用職員の給与等に関する条例（議案第89号）
- (4) 明石市立学校職員の給与等に関する条例（議案第89号）
- (5) 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（議案第89号）
- (6) 明石市職員の特殊勤務手当に関する条例（議案第89号）
- (7) 明石市営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（議案第89号）
- (8) 明石市特別職の職員の給与に関する条例（議案第90号）
- (9) 明石市公営企業管理者の設置及び給与等に関する条例（議案第90号）

4 施行期日

公布の日。ただし、2(3)及び(4)については、2024年4月1日施行とします。

また、2(1)の2023年12月期の期末勤勉手当に係る改正規定は2023年12月1日、2(2)の給料表に係る改正規定は2023年4月1日から適用します。